

悩まなくてもだいじょうぶ



知っておきたい アレルギーの話

NPO法人アレルギーを考える母の会
代表 園部まり子

イラスト／清水直子



第6回

患者のための「アレルギー表示」に

容器包装された

加工食品に表示を義務化

平成14年4月から、容器に包装されて売られる加工食品への「アレルギー表示」が行なわれています。今では、卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生の7品目の表示が義務付けられ、他に大豆・いか・いくら・バナナ・オレンジ・キウイフルーツなど18品目の表示が推奨されています。この25品目は、発症した時の症状が重いものや発症する人が多いものが選ばれています。

患者にとっては大変にありがたい表示なのですが、一方で注意も必要です。包装面積が30平方センチ以下の場合には表示しなくてもよいことや、店頭で量り売りされるお惣菜、パン、

レストランのような飲食店のメニューなどには表示する義務がないことは知っておく必要があります。

他にも課題はあります。表示が始まってから7年以上たつにもかかわらず、いまだに業者に周知されていない、あるいは指導する立場にある保健所や食品衛生監視員の理解が不足しているケースに出合います。

神奈川県に住む強い乳アレルギーの小学校2年生の男の子が、地域の老舗製パン店の乳、卵の表示がない個包装のパンを食べ、重い症状を起こして緊急入院したことがありました。5年以上も「添加物に表示義務はない」と制度を誤認し違反していたケースでしたが、保健所は「表示を直すように」と指導しただけで済ませていました。



そのべ・まりこ ●神奈川県社会福祉協議会セルフヘルプ支援事業運営委員。困っている患者と専門医との橋渡しを第一に「治療ガイドライン」情報などの提供、専門医による講演会や会報発行、行政への働きかけを行なっている。共著に『食物アレルギーの手びき 改訂第2版』（南江堂刊）。

この件で相談を受けた時、正直言って強い怒りを覚えました。「死ぬかもしれない」という恐怖、苦痛を強いたことへの対応がこれだけのかという疑問を、会としてその保健所と厚生労働省にぶつけました。

厚生省が通知、

「患者等に十分に説明」

表示の「偽装」が相次いでいたことも影響したのでしよう、厚生労働省は平成20年11月、「重篤なアナフィラキシーショック症状を起こした場合には死にいたる可能性があり、表示制度は不可欠」「調査の結果および措置事項については患者等に十分に説明すること」などとする通知を出しました。「誰のための表示なのか」という基本を忘れては困ります。